

岐阜県公報

第二千九百八十三号
平成三十年九月二十一日

(金曜日)

開発行為の工事の完了
落札者等に関する公示

(建築指導課) 六一一
(会計課) 六一二

正 誤

土地改良区役員の退任及び就任中訂正

(西濃農林事務所) 六一二

目次

告 示

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定	(廃棄物対策課) 六一四
医療扶助又は医療支援給付のための医療担当機関の指定	(地域福祉課) 六一四
医療扶助又は医療支援給付のための指定訪問看護事業者等の指定	(同) 六一四
指定医療機関の名称の変更の届出	(同) 六一四
指定医療機関の廃止の届出	(同) 六一五
介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護事業者等の指定	(同) 六一五
指定介護機関の休止の届出	(同) 六一六
森林病虫害等防除法に基づく命令の内容となる事項の公表	(森林整備課) 六一六
道路の区域変更	(道路維持課) 六一七
保安林の指定の解除の予定	(揖斐農林事務所) 六一七
介護保険法における介護老人保健施設の許可の一部の効力の停止	(高齢福祉課) 六一八
大規模小売店舗の変更の届出に関する件	(商業・金融課) 六一八
落札者等に関する公示	(産業技術課) 六一九
県営土地改良事業計画の決定	(農地整備課) 六一〇
公共測量の実施	(用地課) 六一〇
建設業法に基づく建設業者の許可の取消し	(技術検査課) 六一〇
市街地再開発組合の事業計画の変更認可	(都市整備課) 六一一

告 示

岐阜県告示第四百四十九号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第十五条の十七第一項に規定する指定区域を指定するので、同条第二項の規定により告示する。

平成三十年九月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

廃止済一般廃棄物最終処分場に係る指定区域

指定番号	所 在 地	埋立地の区分
一 八 八	中津川市山口三三七三番二二六の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第十三条の二第一号に掲げる埋立地

岐阜県告示第四百五十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成三十年九月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
アイセイ薬局 市民病院前店	中津川 中津川市駒場字西山一六六六三 九〇八	平成三〇・五・一
柏川 調 劑 薬 局	揖斐郡揖斐川町黒田字松生四六一 二	平成三〇・七・一
平田 調 劑 薬 局	海津市平田町幡長五六六	同

岐阜県告示第四百五十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次の指定訪問看護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成三十年九月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

訪問看護事業者等の名称	訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指 定 年 月 日
株式会社メデイ カルケア	愛知県江南市前飛 保町緑ヶ丘八三	訪問看護ステーション よつ葉 にしかに	可児市帷子新町二 四四 GRAC E 帷子1A	平成 三〇・四・一
有限会社ファースト	岐阜市西鷯三 一三	花の木訪問看護 ステーション	羽島市正木町不破 一色三〇一 四	平成 三〇・七・一

岐阜県告示第四百五十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生

生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関からその名称を変更した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成三十年九月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
-----	-------	-----------

新 トーカイ薬局 土岐支店	土岐市泉郷町四二二三	平成三〇・七・一
---------------	------------	----------

旧 トーカイ薬局 C土岐支店	F	
----------------	---	--

岐阜県告示第四百五十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成三十年九月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
-----	-------	-----------

伊 藤 医 院	大垣市藤江町六一〇九	平成三〇・六・一〇
---------	------------	-----------

柏川調剤薬局	揖斐郡揖斐川町黒田字松生四六一	平成三〇・六・三〇
--------	-----------------	-----------

平田調剤薬局	海津市平田町幡長五六六	同
--------	-------------	---

岐阜県告示第四百五十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護等を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成三十年九月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称	所在地	指 定 年 月 日
-------------	-----	-----------

瑞穂市本田字三ノ改田	一〇四五 四	平成三〇・八・一
------------	--------	----------

瑞穂市本田字三ノ改田	一〇四五 四	同
------------	--------	---

瑞穂市馬場上光町一	一〇一	同
-----------	-----	---

居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	サービスの種類	居宅介護事業所等の名称
有限会社 ジエイエム	瑞穂市本田一〇四五番地四	居宅療養管理指導	ホンデン本巢薬局
有限会社 ジエイエム	瑞穂市本田一〇四五番地四	介護予防居宅療養管理指導	ホンデン本巢薬局
有限会社 ジエイエム	瑞穂市本田一〇四五番地四	居宅療養管理指導	本巢薬局中央調剤

有限会社 ジェイエム 瑞穂市本田一〇四五番 介護予防
 地四 居宅療養 本業薬局中央調剤
 管理指導 同 瑞穂市馬場上光町一〇一

岐阜県告示第四百五十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定介護機関から当該指定に係る事業を休止した旨届出があつたので、同法第五十五条の

居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	サービスの種類	居宅介護事業所等の名称	居宅介護事業所等の所在地	休止年月日
社会福祉法人山県市社会福祉協議会	山県市岩佐一一七七番地一	介護予防訪問入浴	山県市社協訪問入浴事業所	山県市岩佐一一七七番地一	平成三〇・六・二二

岐阜県告示第四百五十六号

森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、同条第一項第五号に掲げる命令の内容となる事項を次のように公表する。

平成三十年九月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 区域及び期間

1 区域

岐阜市、大垣市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、養老郡養老町、不破郡垂井町及び関ヶ原町、揖斐郡揖斐川町、大野町及び池田町、加茂郡坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町及び東白川村並びに可児

三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成三十年九月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

郡御嵩町一円

2 期間

平成三十年十月三十日から一年間

二 森林病虫害等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫が付着している伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）並びにこれらの包装をいう。）は、松くい虫を防除し、検査した後でなければ移動させないこと。ただし、特別伐倒駆除を行う場合であつて、事前に移動場所、期間、数量及び駆除予定時期を、伐採木等の所在する地域を所管する農林事務所長に届け出て承認されたときは、この限りでない。

四 命令をしようとする理由

一の一の区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫被害の状況からみて、三に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害がまん延し、一の一の区域及びその周辺の松林に損害を与えるおそれがあるため。

五 その他

一の1の区域内において三に掲げる伐採木等を所有する者は、この公表の告示の日から二週間以内に、理由を記載した書面をもって、三に掲げる伐採木等の所在する地域を所管する農林事務所を經由して知事に不服を申し出ることができる。

岐阜県告示第四百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年九月二十一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年九月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

国道一般		路線名		区 間		区域		敷地の幅		延 長		備考		
号四百十八		恵那市上矢作町字高井戸 一三四三番一地从先から 同 市同 町字同 一三四〇番四地先まで		恵那市上矢作町字東畑一 三六八番六地先から 同 市同 町字同 三六五番二地先まで		別前 後後	変更 員	ル （メ ー ト	ル （メ ー ト	後	前	後	前	
									六 三 一 八 〇	五 三 六 九	四 二 〇	四 八 九		
									六 七 六	六 七 六	二 六 五	二 六 五		

岐阜県告示第四百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年九月二十一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年九月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

県道		路線名		区 間		区域		敷地の幅		延 長		備考	
上 月 瀬 線		恵那市上矢作町字下川原 四六六番九地先から 同 市同 町字同 五〇一番七地先まで		恵那市上矢作町字下川原 一六七番二地先から 同 市同 町字同 五〇一番七地先まで		別前 後後	変更 員	ル （メ ー ト	ル （メ ー ト	後	前	後	前
									六 〇 〇	三 〇 〇	六 二 〇	三 〇 〇	
									二 六 〇	二 六 〇	二 三 〇	二 三 〇	

岐阜県告示第四百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成三十年九月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 解除に係る保安林の所在場所

- 二 揖斐郡揖斐川町春日美東字井庄度三三〇の二七、三三〇の二八 保安林として指定された目的 などの危険の防止
- 三 解除の理由 道路用地とするため

公 示

介護保険法における介護老人保健施設の許可の一部の効力の停止
 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百四条第一項の規定により介護老人保健施設の許可の一部の効力を停止したので、同法第百四条の二の規定により次のとおり公示する。

平成三十年九月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

開設者の名称 医療法人社団 実践会	施設の名称 及び所在地 介護老人保健 施設リバーサ イド悠悠 関市倉知字下 野一七二二番 地	許可の一部の効 力の停止の内容 新規入所者の受 入れを行うこと ができないこと 及び介護報酬請 求の上限を七割 とする（報酬を 三割減額する） こと。	許可の一部の効 力の停止の期間 平成三十年十月 一日から平成三 十年十二月三十 一日（三ヶ月間）	サービスの種 類 介護老人保健 施設
-------------------------	---	--	---	-----------------------------

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五

条第三項の規定により公示する。
 なお、その変更届出書等は平成三十年九月二十一日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。
 また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成三十年九月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 届出年月日
平成三十年九月十一日
- 二 届出者の氏名又は名称
オリックス株式会社
- 三 建物の名称及び所在地
マックスバリュ岐阜元町店
岐阜市元町一丁目一〇番一 外
- 四 変更した事項
大規模小売店舗の名称
（変更前）（仮称）マックスバリュ岐阜元町店
（変更後）マックスバリュ岐阜元町店
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（変更前）マックスバリュ中京株式会社 代表取締役 山崎 浩史
名古屋市中村区名駅五丁目二五番一号
（変更後）マックスバリュ中部株式会社 代表取締役 鈴木 芳知
名古屋市中区錦一丁目一八番二号

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五

条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成三十年九月二十一日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成三十年九月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成三十年九月十一日

二 届出者の氏名又は名称

芙蓉総合リース株式会社

三 建物の名称及び所在地

鷺沼西町複合店舗

各務原市鷺沼西町一丁目四一五番一 外

四 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) 鷺沼西町複合店舗計画

(変更後) 鷺沼西町複合店舗

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成三十年九月二十一日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成三十年九月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成三十年九月十一日

二 届出者の氏名又は名称

オリックス株式会社

三 建物の名称及び所在地

マックスバリュ岐阜元町店

岐阜市元町一丁目一〇番一 外

四 変更しようとする事項

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 一八立方メートル (一八立方メートル)

(変更後) 一九立方メートル (一八立方メートル、一立方メートル)

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成七年岐阜県規則第百二十号)第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成三十年九月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

1 特定役務の名称及び数量 岐阜県工業系試験研究機関移設業務委託 一式

2 契約の相手方を決定した日 競争入札

3 入札公告を行った日 平成30年6月8日

4 落札者を決定した日 平成30年8月10日

5 落札者の住所及び氏名 岐阜市柳津町流通センター3 1 1

西濃運輸株式会社岐阜支店

支店長 古田 明宏

6 落札金額 160,790,400円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- (1) 昭和の改修 岐阜県商工労働部建築技術課研究所 藤井 雄一
- (2) 新 田 等 岐阜市大田町二丁目一番一号

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成三十年九月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
蔵王田地区	恵那市役所	平成三〇・〇九・二一から 一〇・二三まで

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により岐阜県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年九月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 作業機関 岐阜県
- 二 作業種類 公共測量（水準測量）
- 三 作業期間 平成三十年十月一日から
平成三十一年二月二十八日まで

四 作業地域

岐阜市、大垣市、羽島市、瑞穂市、海津市、羽島郡笠松町、養老郡養老町、安八郡輪之内町及び安八町

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項第四号（廃業等）の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十年九月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

取消年月	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した工事業
平成三十年六月二十一日	高原建築	高原誠三	高山市花里町一丁目一八八番地三	般二十五 八五〇一九	建築及び大工工事業
平成三十年七月五日	有限会社 ビーエル システム サポート	代表取締役 村井 和夫	多治見市旭ヶ丘九丁目三一番地の一一	般二十五 六〇〇〇九	建築工事業
平成三十年七月二十日	川口建設	川口日富	大垣市高淵三丁目一〇番地の一	般二十八 三八四	土木及びとび・土工事業
平成三十年七月三十日	有限会社 山口建設	取締役 山口尚	高山市岡本町二丁目二〇〇番地	般二十七 八五〇三六	土木及びとび・土工事業
平成三十年八月三日	横山鉄工	横山昇	瑞浪市釜戸町神徳三五五	般二十七 五二四三	建築、鋼構造物及び機械器具設置工事業
平成三十年八月七日	株式会社 コテラ商会	代表取締役 三輪 英輝	各務原市那加西市場町六丁目一五番地	般二十五 一〇二〇四	建築及び屋根工事業

平成三十一年八月七日	久郷建築株式会社	久郷春夫	本巢市根尾長嶺三六九番地一	般二十七 一〇二三一	建築工事業
平成三十一年八月八日	株式会社原業務店	代表取締役 原栄克	可児郡御嵩町中二四五〇	般二十七 一〇九三九	建築工事業
平成三十一年八月十三日	日比金建築	日比野金利	岐阜市次木四一四一	般二十八 五五三六	建築工事業
平成三十一年八月十三日	有限会社サンケンホーム	取締役 野首勉	岐阜市入舟町三丁目一〇番地サンケンビル3F	般二十五 一〇二二六	建築工事業
平成三十一年八月十四日	猪島工業	猪島博司	郡上市白鳥町大島一九三番地一	般二十八 一五七二八	土木及びとび・土工事業

市街地再開発組合の事業計画の変更認可

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により、次の市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において読み替えて準用する同法第十九条第一項の規定により公示する。

平成三十年九月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

開発許可（変更許可）番号及び年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公共施設の種類の	公共施設の位置及び区域	開発許可を受けた者の住所及び氏名
岐阜県指令岐西建築第一五号の三三 平成三〇・四・一九 同岐西建築第四四号の一一 同三〇・六・二七	瑞穂市別府字堤内四ノ町一四一番五、一四一番七、一四一番三から一四一番六まで、一四一番一、一四一番五の一部、一四一番八及び一四一番九	道路、下水道	開発登録簿による	瑞穂市馬場上光町三丁目五番地一 株式会社ラージ不動産 代表取締役 岩 田 忍

- 一 市街地再開発組合の名称
岐阜県東地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間
平成二十六年七月十八日から
平成三十二年三月三十一日まで
- 三 施行地区
事業計画書において表示するとおり
- 四 事務所の所在地
岐阜市西玉宮町二丁目六番地
- 五 設立認可の年月日
平成二十六年七月十八日
- 六 変更の内容
事業施行期間、設計の概要及び資金計画（事業計画書において表示するとおり）
変更認可の年月日
平成三十年八月二十九日
- 七

開発行為の工事の完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公示する。

平成三十年九月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

同岐西建築第一七号の七 平成三〇・四・二四 [同岐西建築第四四号 の九 同三〇・七・一三]	岐阜県羽島郡笠松町字中新町五〇番の 一部、五七番の一部、五八番の一部及 び一〇二番二の一部	道路、下水 道	同	岐阜県羽島郡岐南町平島六丁目二四番地 ミタカ不動産 代表 岩 塚 正 彦
---	---	------------	---	--

落札者等に関する公示

岐阜県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一條の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成三十年九月二十一日

岐阜県知事 古 田 謙

- 1 調達物品等の名称及び数量 ノート型パーソナルコンピュータ 1,029式
携帯プリンタ 152式
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 平成30年 6月7日
- 4 落札者を決定した日 平成30年 7月19日
- 5 落札者の住所及び氏名 岐阜市六条北四丁目10番7号
中央電子光学株式会社
代表取締役 日比 泰雅
- 6 落札金額 126,360,000円
- 7 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
 - (1) 部署の名称 岐阜県警察本部総務室会計課契約係
 - (2) 所在地 岐阜市藪田南二丁目1番1号

正 誤
(原稿誤り)

平成三十年九月七日第二千九百七十九号 土地改良区役員の退任及び就任五八九頁上段後から七行目中「栢」は「柏」の誤り。

平成三十年九月二十一日発行

発行者 岐阜市藪田南二丁目一番一
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりとびあ十三 岐阜文芸社